

一般建設業の許可業種と該当する国家資格等の一覧表

令和元年10月30日施行版

根拠法令	国家資格名	許可業種(略称)
建設業法	一級建設機械施工技士	土、と、舗
	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）	
	一級土木施工管理技士	土、と、石、鋼舗、しゅ、塗水、解(※1)
	二級土木施工管理技士（土木）	土、と、石、鋼舗、しゅ、水、解(※1)
	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	塗
	二級土木施工管理技士（薬液注入）	と
	一級建築施工管理技士	建、大、左、と石、屋、夕、鋼筋、板、ガ、塗防、内、絶、具解(※1)
	二級建築施工管理技士（建築）	建、解(※1)
	二級建築施工管理技士（躯体）	大、と、夕、鋼筋、解(※1)
	二級建築施工管理技士（仕上げ）	大、左、石、屋夕、板、ガ、塗防、内、絶、具
	一級電気工事施工管理技士	電
	二級電気工事施工管理技士	
	一級管工事施工管理技士	管
	二級管工事施工管理技士	
	一級電気通信工事施工管理技士（※2）	通
	二級電気通信工事施工管理技士（※2）	
一級造園施工管理技士	園	
二級造園施工管理技士		
建築士法	一級建築士	建、大、屋、夕鋼、内
	二級建築士	建、大、屋、夕内
	木造建築士	大

根拠法令	国家資格名	許可業種(略称)
技術士法	建設・総合技術監理（建設）	土、と、電、舗しゅ、園、解(※3)
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	土、と、電、鋼舗、しゅ、園
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	土、と
	電気電子・総合技術監理（電気電子）	電、通
	機械・総合技術監理（機械）	機
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）	管、機
	上下水道・総合技術監理（上下水道）	管、水
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	管、井、水
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	土、と、しゅ
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	園
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	土、と、園
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	管
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	管、水
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	管、水、清
水道法	給水装置工事主任技術者 ※ 免状交付後、実務経験1年以上必要	管
電気工事士法	第一種電気工事士	電
	第二種電気工事士 ※ 免状交付後、実務経験3年以上必要	電
電気事業法	電気主任技術者（第1種～第3種） ※ 免状交付後、実務経験5年以上必要	電
電気通信事業法	電気通信主任技術者 ※ 資格者証交付後、実務経験5年以上必要	通
民間資格 認定証明書	地すべり防止工事士 ※ 登録後、各工事について実務経験1年以上必要	と、井

根拠法令	国 家 資 格 名	許可業種(略称)
民間資格 合格証明書	基礎施工士（登録基礎ぐい工事試験合格）	と
	建築設備士 ※ 資格取得後、各工事について実務経験1年以上必要	電、管
	一級計装士 ※ 資格取得後、各工事について実務経験1年以上必要	電、管
	解体工事施工技士	解
消防法	甲種消防設備士	消
	乙種消防設備士	
職業能力 開発促進法 (技能士) 注： 技能等級 区分が二級 の場合、合 格後3年以 上の実務経 験が必要。 但し、平成 16年3月 31日以前 に二級合格 の場合、実務 経験は合格 後1年以上 で足りる。	ウエルポイント施工 ※ 2級の実務経験は、土工工事に限る	と
	路面表示施工	塗
	建築大工	大
	型枠施工	大、と
	左官	左
	とび・とび工・コンクリート圧送施工 ※ 「とび・とび工」の2級の実務経験は、とび工事に限る 「コンクリート圧送施工」の実務経験は、コンクリート 工事に限る	と
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管	管
	給排水衛生設備配管	管
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工	管
	建築板金（選択科目「ダクト板金作業」）	屋、管、板
	タイル張り・タイル張り工	タ
	築炉・築炉工・れんが積み	タ
	ブロック建築・ブロック建築工・ コンクリート積みブロック施工	石、タ
	石工・石材施工・石積み	石
鉄工（選択科目「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐	鋼	

根拠法令	国 家 資 格 名	許可業種(略称)
職業能力 開発促進法 (技能士) 注： 技能等級 区分が二級 の場合、合 格後3年以 上の実務経 験が必要。 但し、平成 16年3月 31日以前 に二級合格 の場合、実務 経験は合格 後1年以上 で足りる。	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」の両方に合格した者)	筋
	工場板金	板
	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)	屋、板
	板金・板金工・打出し板金	板
	かわぶき・スレート施工	屋
	ガラス施工	ガ
	塗装・木工塗装・木工塗装工	塗
	建築塗装・建築塗装工	塗
	金属塗装・金属塗装工	塗
	噴霧塗装	塗
	畳製作・畳工	内
	表具・表具工・表装・内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工	内
	熱絶縁施工	絶
	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工	具
	造園	園
	防水施工	防
	さく井	井
とび・とび工	解	
建設業法 (登録基幹技 能者)	登録電気工事基幹技能者(※4)	電、通
	登録橋梁基幹技能者(※4)	と、鋼
	登録造園基幹技能者(※4)	園
	登録コンクリート圧送基幹技能者(※4)	と
	登録防水基幹技能者(※4)	防
	登録トンネル基幹技能者(※4)	と

根拠法令	国 家 資 格 名	許可業種(略称)
建設業法 (登録基幹技能者)	登録建設塗装基幹技能者 (※4)	塗
	登録左官基幹技能者 (※4)	左
	登録機械土工基幹技能者 (※4)	と
	登録海上起重基幹技能者 (※4)	しゅ
	登録P C基幹技能者 (※4)	と、筋
	登録鉄筋基幹技能者 (※4)	筋
	登録圧接基幹技能者 (※4)	筋
	登録型枠基幹技能者 (※4)	大
	登録配管基幹技能者 (※4)	管
	登録鷹・土工基幹技能者 (※4)	と
	登録切断穿孔基幹技能者 (※4)	と
	登録内装仕上工事基幹技能者 (※4)	内
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 (※4)	具
	登録エクステリア基幹技能者 (※4)	と、石、タ
	登録建築板金基幹技能者 (※4)	屋、板
	登録外壁仕上基幹技能者 (※4)	左、塗、防
	登録ダクト基幹技能者 (※4)	管
	登録保温保冷基幹技能者 (※4)	絶
	登録グラウト基幹技能者 (※4)	と
	登録冷凍空調基幹技能者 (※4)	管
	登録運動施設基幹技能者 (※4)	と、舗、園
	登録基礎工基幹技能者 (※4)	と
	登録タイル張り基幹技能者 (※4)	タ
	登録標識・路面標示基幹技能者 (※4)	と、塗
登録消火設備基幹技能者 (※4)	消	
登録建築大工基幹技能者 (※4)	大	

根拠法令	国 家 資 格 名	許可業種(略称)
建設業法 (登録基幹技 能者)	登録硝子工事基幹技能者(※4)	ガ
	登録土工基幹技能者(※4)	と
	登録ALC基幹技能者(※4)	タ

(※1) 平成27年度までの合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

(※2) 電気通信工事施工管理に係る技術検定は、平成31年度より実施予定。

(※3) 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

(※4) 登録基幹技能者の講習修了証に、「この者は〇〇工事業について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる。」との記載があるもの限り、専任技術者(主任技術者)として有効な資格者証となります。

【国家資格等についての問い合わせ先】

資格名(又は試験名)	問い合わせ先団体名	連絡先電話番号 webサイトアドレス
建設機械施工技士	(一社)日本建設機械施工協会	03-3433-1501 http://www.jcmanet.or.jp/
土木施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 電気通信工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター	042-300-6850 http://www.jctc.jp/
建築施工管理技士 電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金 試験 研修本部	03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/
建築士 木造建築士 建築設備士 技 術 士	(公財)建築技術教育普及 センター本部	03-5524-3105 http://www.jaeic.jp/
電気工事士 電気主任技術者	(一財)電気技術者試験 センター	03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/
電気通信主任技術者	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター 事務所	03-5907-6556 http://www.shikendekyo.or.jp/
地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	03-3438-0493 http://jisuberi-kyokai.or.jp/
計 装 士	(一社)日本計装工業会	03-3580-8921 http://www.keiso.or.jp/
基礎施工士 (登録基礎ぐい工事試験)	(一社)日本基礎建設協会	03-3551-7018 http://www.kisokyo.or.jp/
	(一社)コンクリートパイル 建設技術協会	03-5733-5881 http://www.c-pile.or.jp/

【国家資格等についての問い合わせ先】

資格名（又は試験名）	問い合わせ先団体名	連絡先電話番号 w e b サイトアドレス
給水装置工事主任技術者	(公財)給水工事技術振興財団	03-5695-2511 http://www.kyuukou.or.jp/
消防設備士	(一財)消防試験研究センター 中央試験センター	03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/
技 能 士	各都道府県の職業能力開発協会へお問い合わせ下さい。	
解体工事施工技士	(公社)全国解体工事業団体連 合会	03-3555-2196 http://www.zenkaikouren.or.jp/
監理技術者資格者証	(一財)建設業技術者 センター	03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/
登録解体工事講習	(公社)全国解体工事業団体連 合会	03-3555-2196 http://www.zenkaikouren.or.jp/
	(一財)全国建設研修センター	042-321-1634 http://www.jctc.jp/
登録基幹技能者講習	基幹技能者の内容に応じて、講習実施団体が異なります。 詳細につきましては、(一財)建設業振興基金のw e b サイトにある 「登録基幹技能者」のページでご確認下さい。	

【許可業種の略称と工事内容について】

平成28年11月1日施行版

略称	工事の種類	工事内容	工事の例示
土	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は除く）、公道下の下水道（上水道は除く）、農業・灌漑水道工事を一式として且つ元請けとして請け負うもの
建	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建築確認を必要とする新築及び増改築工事を元請けとして請け負うもの
大	大工工事	木材の加工又は取付により工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は、はり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	<p>① 足場の組立、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立、工作物の解体等を行う工事</p> <p>② くい打ち、くい抜き及び場所内ぐいを行う工事</p> <p>③ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>④ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>⑤ その他基礎的ないし準備的工事</p> <p>注：「工作物の解体」の削除は、平成28年6月1日から適用</p>	<p>① とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立工事、コンクリートブロック据付工事、工作物解体工事</p> <p>② くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちぐい工事</p> <p>③ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>④ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>⑤ 地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p> <p>注：「工作物解体工事」の削除は、平成28年6月1日から適用</p>

略称	工事の種類	工事内容	工事の例示
石	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事、屋根一体型の太陽光パネル設置工事
電	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事（避雷針工事） 注：「太陽光発電設備の設置工事」は、電気工事に該当する。但し、「屋根一体型の太陽光パネル設置工事」は、屋根工事に該当する。
管	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵庫設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

略称	工事の種類	工事内容	工事の例示
板	板金工事	金属簿板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける工事	板金加工取付工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、畳、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事(ガスタービン等)、集塵機器設置工事、トンネル・地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石の据付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

略称	工事の種類	工事内容	工事の例示
井	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付工事、サッシ取付工事、金属製カーテンウォール取付工事、シャッター取付工事、自動ドア取付工事、木製建具取付工事、ふすま工事
水	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	工作物の解体を行う工事 注1：解体工事の内容、例示などについては平成28年6月1日から適用。	工作物解体工事 注2：各専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は、各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。